

## 住民監査請求に係る監査結果

平成29年9月28日に請求のありました、住民監査請求の監査結果について、お知らせいたします。

住民監査請求人から上北山村長に下記のとおり請求があり、要件を具備していると認められるため監査を実施しました。

### 請求の内容

上北山村が、特産品加工センターの指定管理者に対して支払った指定管理料のうち、山室潔新村長就任以降の平成29年1月より同3月迄の3ヶ月相当額(255,000円)について、上北山村長に返還を求める。

### 監査の結果

指定管理料については、議会において適法な手続きを経て議決された事項であり、上北山村が指定管理者に支払った指定管理料については、何ら不当な事は無く、正当な指定管理料である。

以上のことから、請求人の主張に理由が認められないので、請求を棄却しました。

※詳細については、監査事務局(議会事務局)で閲覧できます。